

# 令和 5 年度税制改正に伴う変更点

項目		旧制度（～R5.3.31）	新制度（R5.4.1～）
適用要件		①設備の取得前に先端設備等導入計画の認定を受けること ②計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年平均 3% 以上向上すること	<b>同左</b> （令和 5 年 4 月 1 日以降、新様式で申請し、認定を受けてください。）
設備の要件		工業会証明書で証明 ①生産性に関する指標が旧モデル比で年平均 1% 以上向上 ②販売開始時期の要件	投資利益率が年率 5% 以上の投資計画に記載された設備 <b>【投資利益率】</b> $\frac{\text{（営業利益+減価償却費）の増加}^{\ast}}{\text{設備投資額}}$ ※設備の取得等をする翌年度以降 3 年度の平均額
対象設備・金額要件等	機械装置	1 台160万円以上	同左
	工具	1 台30万円以上	同左
	器具備品	1 台30万円以上	同左
	建物附属設備	1 台 60 万円以上	同左
	事業用家屋	取得価額の合計額が 300 万円以上の先端設備等とともに導入されたもの 1 棟 120 万円以上	<b>対象外</b>
	構築物	1 台 120 万円以上同左	<b>対象外</b>
特例率		0%（3 年間）	1/2（3 年間）※賃上げに関する要件追加
適用期限		令和 5 年 3 月 31 日までに取得した資産	令和 5 年 4 月 1 日以降、令和 7 年 3 月 31 日までに取得した資産

## 賃上げに関する要件

賃上げの表明	設備の取得時期	減免期間	特例率
無し	R5.4.1～R7.3.31	3年間	1/2（1/2 軽減）
有り ※	R5.4.1～R6.3.31	5年間	1/3（2/3 軽減）
	R6.4.1～R7.3.31	4年間	1/3（2/3 軽減）

※雇用者給与等支給額の増加率が **1.5%以上**となる賃上げ表明が必要

【A】－【B】

【B】

【A】計画認定の申請日の属する事業年度※又は当該申請日の属する事業年度の翌事業年度における雇用者給与等支給額

※令和5年4月1日以後に開始する事業年度に限る。

【B】当該申請日の属する事業年度の直前の事業年度における雇用者給与等支給額